

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	地域生活支援拠点コーディネーター設置業務
委託業務場所	大津市内
概 要	大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領に規定する大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	配置実人数 1 名あたり 1 か月あたり 5 7 7, 5 0 0 円 詳細別紙のとおり
契約の相手方	市内 4 事業者 詳細別紙のとおり
契約相手方の 選 定 理 由	本市では、地域生活支援拠点等については面的な整備を行ってきたが、今般、大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領を制定し、コーディネーターを相談支援機能強化事業所に設置し、拠点の相談機能を担うこととしたものである。委託業者は、障害者総合支援法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に基づく指定特定相談支援事業者であり、本市の障害者福祉施策に精通する主任相談支援専門員を配置できる相談支援機能強化事業所として事業を継続実施してきた実績があり、そのような事業者は他にはないことから、当該事業の随意契約の相手方として選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

(別紙)

	契約の相手方名称	契約の相手方所在地	契約金額 (月額)
1	社会福祉法人びわこ学園 (やまびこ総合支援センター内) 生活支援センター	滋賀県野洲市北桜 9 7 8 番 地の 2	6, 9 3 0, 0 0 0 円
2	医療法人藤樹会 精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	大津市桜野町一丁目 1 0 番 5 号	3, 4 6 5, 0 0 0 円
3	社会福祉法人しが夢翔会 障がい児者相談センターみゅう	大津市石山千町 2 7 0 番地 の 3	1, 7 3 2, 5 0 0 円
4	特定非営利活動法人りあん 地域生活サポートセンターじゅふ	大津市一里山二丁目 2 番 8 号	1, 7 3 2, 5 0 0 円